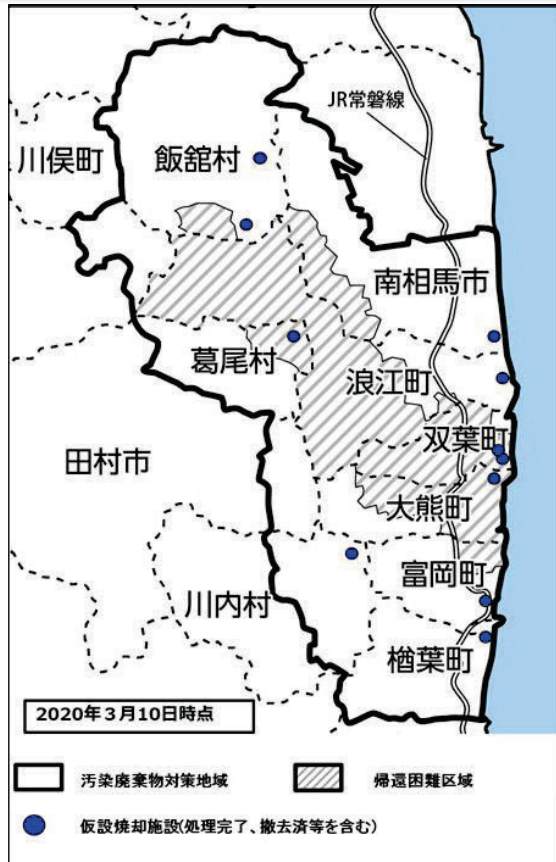


廃棄物

国直轄による福島県の対策地域内の廃棄物の処理進捗状況

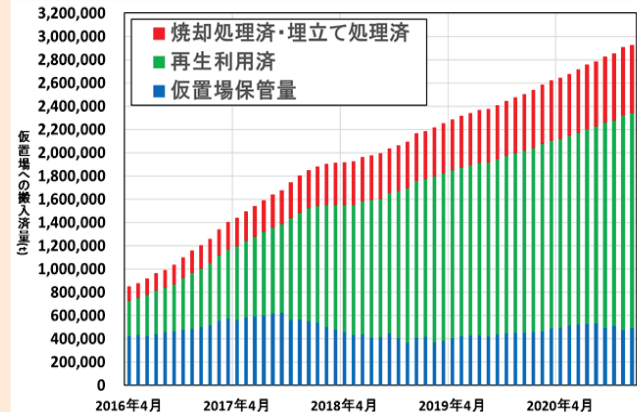


大熊町の仮設焼却施設(2017年12月)

対策地域内廃棄物処理計画（2013年12月26日一部改定）に基づき、災害廃棄物等の処理を実施中。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

- 2021年12月末時点で、約293万トン搬入完了（うち、焼却処理済量は約51万トン、再生利用済量は約184万トン、埋立て処分済量は約17万トン）。



対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

【津波がれきの撤去状況】

- 旧警戒区域の津波がれきについては、帰還困難区域を除き、2016年3月に仮置場への搬入を完了。

【仮設焼却施設の設置状況】

災害廃棄物等の処理中	葛尾村、浪江町、飯舘村（蕨平地区）、双葉町、大熊町
災害廃棄物等の処理完了	川内村、飯舘村（小宮地区）、富岡町、楢葉町、南相馬市



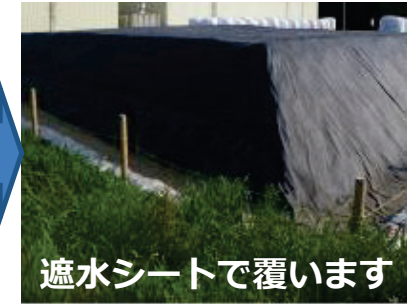
※田村市、川俣町については既存の処理施設で処理。 被災家屋等の解体の様子
※双葉町では第一、第二の2施設がある。

環境省作成

廃棄物

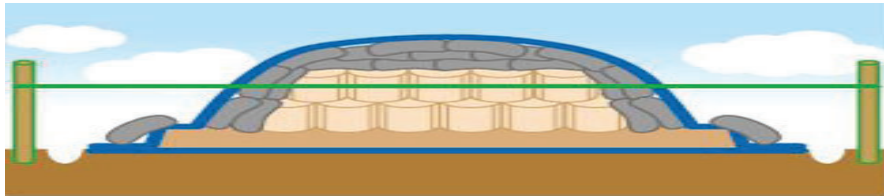
指定廃棄物の一時保管に関する安全性の確保

一時保管工事の様子（農林業系副産物の例）



一時保管の構造（農林業系廃棄物の例）

- ・ 廃棄物の飛散・流出がないように措置
- ・ 必要な放射線対策（離隔・土嚢等による遮へい等）を措置
- ・ 遮水シート等により雨水等の浸入が防止されるよう措置



保管状況の確認

一時保管場所において保管状況の確認を行い、指定廃棄物が特措法で定める基準等に従って適正に保管されているか確認。

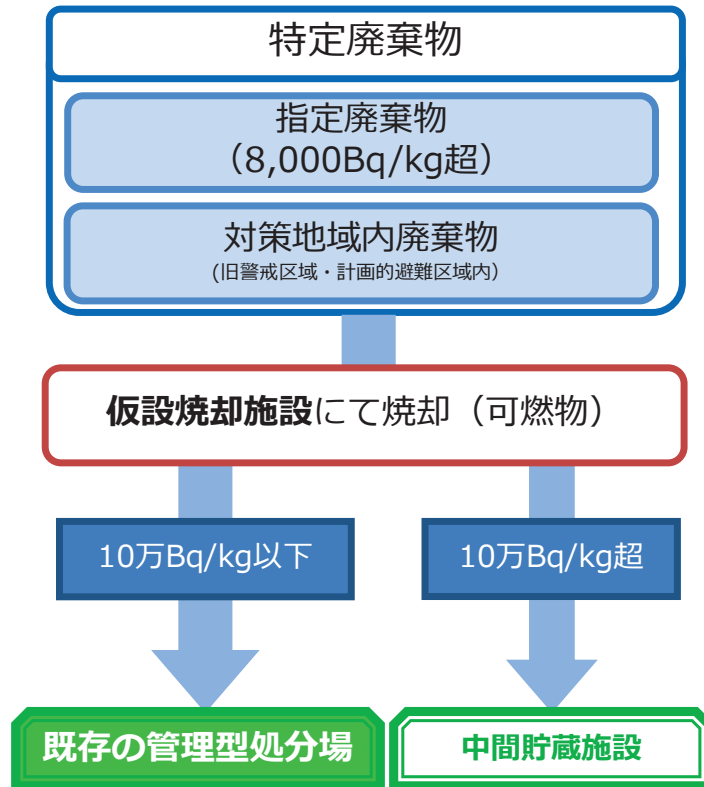


地方環境事務所による保管状況の確認の様子

環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」より作成

福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。



減容化事業の例

福島市堀河町終末処理場

2014年10月末、脱水污泥等の乾燥処理を完了。2016年3月末には施設の解体完了。



下水污泥

福島県県中浄化センター (郡山市)

2014年3月、脱水污泥等の焼却事業を終了。以降、県が8千Bq/kg以下の焼却処理を行い、2016年5月末で焼却完了。



鮫川村

2015年7月末をもって、農林業系廃棄物等の焼却を終了。

開閉所 (田村市・川内村)

県中・県南等24市町村の農林業系廃棄物を減容化する事業。2017年8月から処理開始。



農林業系廃棄物等

飯舘村蕨平地区

飯舘村及び村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業。2016年1月に仮設焼却施設の運転を開始し、2018年11月に広域処理を完了。

安達地方 (二本松市)

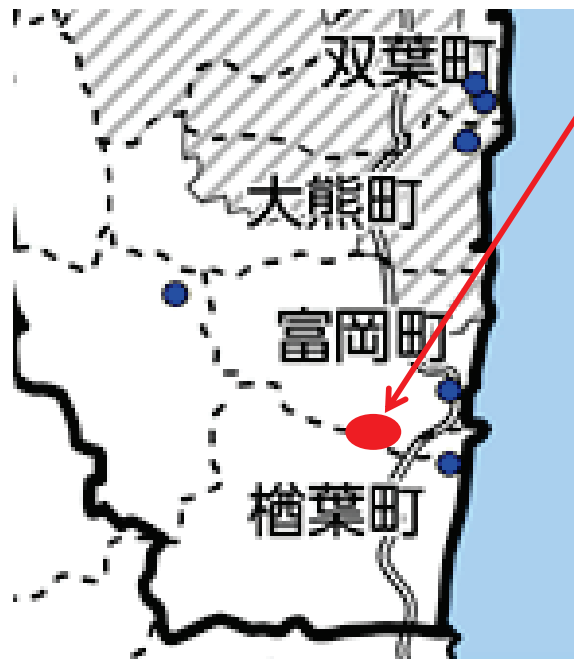
安達地方の3市村(二本松市・本宮市・大玉村)の農林業系廃棄物及び可燃性の除染廃棄物を減容化する事業。2019年6月から処理開始。

環境省作成

廃棄物

管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分計画

双葉郡8町村、更には福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。既存の管理型処分場である旧フクシマエコテッククリーンセンターを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する事業。2017年11月より特定廃棄物の搬入を開始した。



□ 汚染廃棄物対策地域 ▨ 帰還困難区域
● 仮設焼却施設(処理完了、撤去済等を含む)

特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）

【施設概要】

- ・所在地：富岡町（搬入路は楡葉町）
- ・処分場面積：約9.4ha
- ・埋立容量：約96万m³（埋立可能容量：約65万m³）

埋立処分事業の概要

- **埋立対象物**
 - ・双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ <約2.7万m³>
 - ・対策地域内廃棄物等 <約44.5万m³>
 - ・福島県内の指定廃棄物 <約18.2万m³>
- **事業期間**
 - ・双葉郡8町村の生活ごみ 約10年間
 - ・対策地域内廃棄物等及び指定廃棄物 約6年間
- **埋立処分・モニタリング等**
 - ・放射性セシウムの溶出抑制、雨水浸透抑制等、放射性物質が漏出しないよう多重の安全対策を実施。
 - ・遮水工、浸出水処理施設等の定期点検や、空間線量率、地下水等の放射能濃度のモニタリングを実施。
- **環境省の責任と管理体制**
 - ・特措法に基づき、環境省が事業主体となり、処分場を国有化した上で、責任を持って埋立処分を実施。
 - ・環境省は現地事務所において、現場責任者を常駐させ、適切な埋立処分や施設の管理を確保。

環境省作成

廃棄物

指定廃棄物に関する関係5県の状況

宮城県

【市町村長会議】

- 第1～4回：H24.10～H25.11
- 第5回：H26.1.20
 - 詳細調査候補地を3カ所提示
くりはらし ふかやまだけ たいわちようしもはら かみまち たしるだけ
 (栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)
- 第7回(県主催)：H26.8.4
 - 県知事が県内市町村長の総意として詳細調査受入れを表明
- H26.8より3カ所の詳細調査候補地で詳細調査を開始。現地調査は、加美町の反対活動により実施できず(H27年も断念)
 - H27.4.5、5.29、10.13 県民向けフォーラム
 - H27.10～11(2回) 有識者を交えた加美町との意見交換会
- 第9回：H28.3.19
 - 指定廃棄物の再測定結果、環境省の考え方を説明
- H28.4.15 県内で一定の方向性が出るまで現地調査を見合わせる等県から要望
- 第11回(県主催)：H28.11.3
 - 指定廃棄物以外の測定結果の公表、県が8,000Bq/kg以下の廃棄物(指定廃棄物を除く)の処理方針案を提示
- 第12回(県主催)：H28.12.27
 - 県処理方針について、栗原市、登米市の賛同が得られず再議論することが決定
- 第13回(県主催)：H29.6.18
 - 県が自圏域内の汚染廃棄物は自圏域内で処理する等の新たな処理方針案を提示
- 第14回(県主催)：H29.7.15
 - 前回会議での提示案で合意

石巻、仙南、黒川、大崎の4圏域で試験焼却を終了。→石巻：本焼却まで終了。黒川：農地還元を実施予定。仙南・大崎：本焼却実施中。

栃木県

【市町村長会議】

- 第1～4回：H25.4～H25.8
- 第4回：H25.12.24
 - 選定手法確定
- H26.7.30
 - 詳細調査候補地を1カ所提示
しおやまち てらしまいり
 (塩谷町寺島入)
- 第5～6回：H26.7～H26.11
 - H27.5.14、6.22、9.13 県民向けフォーラム
 - H27.10.14 塩谷町寺島入の豪雨影響調査
 - H27.12.7 塩谷町長が調査候補地の返上を宣言
- 第7回：H28.5.23
 - 指定廃棄物の再測定実施を決定
- 第8回：H28.10.17
 - 再測定結果の公表、今後の進め方の提示
- H29.3.30 一時保管者の意向確認結果を公表
- H29.7.10 保管農家の負担軽減策関係市町村長会議①
 - 保管農家の負担軽減策の方針案を提示
- H30.11.26 関係市町村長会議②
 - 再測定を含む各市町の集約化に向けた取組に合意
- R1.3.19 再測定結果の公表
- R2.6.26 関係市町村長会議③
 - 今後の進め方を確認

引き続き、詳細調査の働きかけや、保管農家の負担軽減策に係る県・保管市町との調整を実施。

千葉県

【市町村長会議】

- 第1～3回：H25.4～H26.1
- 第4回：H26.4.17
 - 選定手法確定
- H27.4.24
 - 詳細調査候補地を1カ所提示
- (東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉市中央区))
- H27.5.20、6.2 千葉市議会全員協議会
- H27.6.8、6.10 千葉市議会・市長から再協議の申入れ
- H27.6.29、7.7、13、20、8.7 千葉市の自治会長や住民を対象に説明
- H27.12.14 再協議申入れへの回答
- H28.6.28 千葉市から指定解除の申出
- H28.7.22 千葉市の指定廃棄物を指定解除

引き続き、詳細調査の働きかけ等を実施。

茨城県

【市町村長会議】

- 第1回：H25.4.12
- 第2回：H25.6.27
- 第3回：H25.12.25
- 第4回：H27.1.28

【一時保管市町村長会議】

- 第1回：H27.4.6
- 第2回：H28.2.4

→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定

H29.3.31 県内の指定廃棄物等の再測定を実施し、結果を公表

群馬県

【市町村長会議】

- 第1回：H25.4.19
- 第2回：H25.7.1
- 第3回：H28.12.26

→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定

環境省作成